

大津市防犯協会 防犯啓発用教材（DVD等）貸出し要領

（趣旨）

第1条 市民の防犯意識の普及を図り、犯罪、事故、災害等を未然に防止する活動を推進し、平和な地域社会を作ることを目的として、防犯啓発用教材（DVD等）（以下「教材」という。）を貸出し、自主安全活動の推進を図る。

（貸出し利用者の範囲）

第2条 教材の貸出しを受ける者は、学区地域安全連絡所代表者、地域安全連絡所代表者、地域安全委員、職域安全連絡所代表者、職域安全委員、その他大津市防犯協会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者とする。

（貸出し教材）

第3条 貸出しする教材は、別表のとおりとする。

（貸出しの手続き）

第4条 利用者は貸出し申込書（様式1）に必要事項を記入して大津市防犯協会事務局（大津市市民部自治協働課内）（以下「事務局」という。）に申請するものとする。

2 会長は、前項の申請について第2条及び第5条の規定を確認の上、貸出しを決定するものとする。

3 会長は、貸出しを決定したときは、貸出しを受けた者が第6条の各号に規定する事項を周知するものとする。

（貸出しの制限）

第5条 貸出しは、営利を目的とすると認めた場合は、これを許可しない。

（利用上の遵守事項）

第6条 貸出しを受けた者は、貸出しを許可された目的以外に利用してはならない。

2 貸出しを受けた者は、貸出しを受けた教材を転貸し、又は譲渡してはならない。

3 貸出しを受けた者は、著作権法の規定に反する複製等を目的とした利用をしてはならない。

4 貸出しを受けた者は教材を良好な状態に保持できるよう必要な管理をするものとする。

(貸出し期間)

第7条 教材の貸出し期間は2週間以内とする。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

(貸出し及び返却)

第8条 教材の貸出し及び返却は、事務局においてこれを行う。

2 教材の貸出し期限が到来したとき、又は貸出し期限前において会長がその返却を求めたときは、直ちに返却しなければならない。

(利用料)

第9条 教材の利用料は、無料とする。

(損傷又は紛失)

第10条 貸出しを受けた者は、教材を損傷又は紛失したとき、それが貸出しを受けた者の責めに帰すべき理由にある場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 貸出しした教材を利用しDVDデッキ等再生機の故障などが生じても、大津市防犯協会は責任を負わない。

(利用状況報告の義務)

第11条 貸出しを受けた者は、教材の利用結果について、「利用報告書」(様式2)を提出するものとする。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。